

令和6年度

第6回芽室町教育委員会会議
(公開用)

令和6年8月28日

芽室町教育委員会

会 議 録

令和6年8月28日第6回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階会議室7で開催した。

○開会時間 14時56分

○閉会時間 15時40分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥本和宏
委員 福井栄子
委員 松久大樹

○欠席委員 委員 土井慎悟

○出席職員 教育長 程野 仁
教育推進課長 坂口 勝己
生涯学習課長 江崎 健一
教育推進課課長補佐 清末 有二
教育推進課給食センター長 側瀬 美和
教育推進課教育推進係長 林 宏明
生涯学習課社会教育係長 藤村 学
生涯学習課社会教育主査 大橋 毅
生涯学習課スポーツ振興係長 梅森 祐之
教育推進課教育総務係長 金 須 智秋

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 前会議録の承認
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 報告第 1 1 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件
(非公開)
- 日程第 5 報告第 1 2 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第 6 報告第 1 3 号 芽室町奨学金貸付の件 (非公開)
- 日程第 7 報告第 1 4 号 就学指定校変更認定の件 (非公開)
- 日程第 8 報告第 1 5 号 令和 6 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件 (非公開)
- 日程第 9 議案第 2 3 号 令和 7 年度使用小学校用教科用図書採択の件
- 日程第 10 議案第 2 4 号 令和 7 年度使用中学校用教科用図書採択の件
- 日程第 11 議案第 2 5 号 令和 7 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件
- 日程第 12 議案第 2 6 号 芽室町中央公民館指定管理者の指定の件
- 日程第 13 議案第 2 7 号 令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件 (非公開)

◎日程第 1 「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は 4 名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第 6 回教育委員会会議を開会いたします。

日程第 1 「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第 16 条に基づき、教育長及び会議で決めた委員 1 名とすることから、本会議の会議録署名委員は松久大樹委員とします。

◎日程第 2 「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第 2 「前会議録の承認」についてであります。前会議録について質疑等ございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 前会議録のとおり承認いたします。

◎日程第 3 「教育長の報告」

○程野教育長 日程第 3 「教育長の報告」について。

まず、私から 2 点であります。町内の各校は 26 日、月曜日から 2 学期をスタートしたところであります。

また、後ほど係から説明がありますが、今週末の 31 日、9 月 1 日に発祥の地ゲートボール大会が開催される予定であります。

各課からお願いします。

教育推進課長。

- 坂口教育推進課長 1 ページ。(1) 教育推進課所管事業の主なものについて御報告させていただきます。

7 月 29 日、8 月 19 日の 2 日間にわたって、各委員の御出席をいただき、町内中学校で「中学校単位生徒会と教育委員会との意見交換会」を対面で開催させていただきました。

また、町議会の臨時会議が 8 月 1 日に開催され、英語指導助手の交代について、教育長が行政報告したほか、補正予算を提案し可決しております。

教育推進課につきましては、以上です。

- 程野教育長 生涯学習課長。

- 江崎生涯学習課長 2 ページになりますけれども、7 月 26 日金曜日、前回の臨時教育委員会会議の中でも紹介いたしましたけれども、白樺学園高校野球部の北北海道大会優勝報告会を実施しております。7 月 30 日から 8 月 2 日にかけて、少年少女国内研修事業ということで、岐阜県揖斐川町の方に児童を派遣しているところでございます。また、記載についてはございませんけれども、8 月 19 日から 8 月 23 日には岐阜県の方から児童が芽室町に来町しているところでございます。所管課が違うのでこちらに記載はないのですけれども、生涯学習課も参加しているところでございます。

続きまして、8 月 8 日水曜日、芽室町指定管理者選定委員会ということで、後ほど議案となつてございますけれども、芽室町中央公民館の選定に関わる会議を実施しております。

また、先ほど教育長からもございましたけれども、別紙といたしまして、発祥の地ゲートボール大会の開催につきましては、この後、教育委員会会議が終わってから詳細をお話ししたいと思いますのでよろしくお願い致します。

以上です。

- 程野教育長 本日は、この後の会議に 5 件の非公開の日程がありますので、議事進行において、提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

日程第 4「報告第 11 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件」、日程第 6「報告第 13 号 芽室町奨学金貸付の件」、日程第 7「報告第 14 号 就学指定校変更認定の件」については、芽室町教育委員会会議規則第 12 条第 1 号に規定する、公開することにより個人の権利を侵害す

るおそれのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

- 程野教育長 日程第 8「報告第 15 号 令和 6 年度全国学力・学習状況調査北海道版結果報告書への市町村別結果掲載の件」については、芽室町教育委員会会議規則第 12 条第 6 号に規定する、その他公開することにより教育行政の公正または円滑な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

- 程野教育長 日程第 13「議案第 27 号 令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件」については、芽室町教育委員会会議規則第 12 条第 4 号に規定する教育事務に関する議会の議案について、町長への意見の申し出に関する事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

- 程野教育長 以上 5 件、非公開といたします。

- ◎日程第 4「報告第 11 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件」
(非公開)

- 程野教育長 日程第 4「報告第 11 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定廃止の件」(非公開)、説明願います。

以下、非公開

- ◎日程第 5「報告第 12 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

- 程野教育長 日程第 5「報告第 12 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」、説明願います。

教育推進課長。

- 坂口教育推進課長 8 ページ。日程第 5「報告第 12 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」について御説明いたします。

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしましたので報告いたします。

9 ページを御覧ください。

令和 6 年 8 月の申請数は 2 世帯で、2 世帯とも認定し、不認定はございません。

10 ページをお開きください。

10 ページ。令和 6 年 8 月 1 日現在の認定総括表になります。8 月 1 日

現在の申請世帯が 113 世帯、認定世帯は 105 世帯で、内訳は、要保護世帯はありません。準要保護世帯 105 世帯。準要保護世帯の内訳といたしまして、経済的困窮世帯は 33 世帯、以下記載のとおりでございます。

なお、不認定世帯は 6 世帯となっておりますほか、認定廃止世帯は 2 世帯であります。

ページ中段以下につきましては、各小学校、中学校別の認定者数、また、不認定者数で、準要保護認定者数につきましては、小学校で 95 名、中学校で 55 名、合計 150 名となっております、右上の表にありますように、認定率につきましては 10.1%となっております。

以上で報告を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、報告のとおり承認いたします。

◎日程第 6「報告第 13 号 芽室町奨学金貸付の件」(非公開)

○程野教育長 日程第 6「報告第 13 号 芽室町奨学金貸付の件」(非公開)、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 7「報告第 14 号 就学指定校変更認定の件」(非公開)

○程野教育長 日程第 7「報告第 14 号 就学指定校変更認定の件」(非公開)、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 8「報告第 15 号 令和 6 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件」(非公開)

○程野教育長 日程第 8「報告第 15 号 令和 6 年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果掲載の件」(非公開)、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 9「議案第 23 号 令和 7 年度使用小学校用教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第 9「議案第 23 号 令和 7 年使用小学校用教科用図書採択の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 35 ページ。日程第 9「議案第 23 号 令和 7 年度使用小学校用教科用図書採択の件」について御説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和7年度使用の小学校教科用図書を採択しようとするものであります。

まず、関係例規につきまして御説明させていただきますので、40ページをお開きください。

40ページ。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律のページ下段、第13条では、教科用図書の採択は、教科ごとに10種の教科用図書について行うものと規定されております。

また、41ページ下段の第14条では、同一教科用図書を採択する期間は、政令で定める期間、これは4年ごととなりますけれども、この期間、毎年度教科ごとの同一の教科用図書を採択するものと規定されております。

42ページにお進みいただき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の上段、第14条には、教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならないと規定されております。

43ページにお進みいただき、ただいま御説明させていただきました法律等を踏まえまして、芽室町立学校管理規則第41条では、教科書の採択について、学校において使用する教科書は、第12地区教科書採択教育委員会協議会、これは、帯広市を除く18町村で構成する協議会になるのですけれども、この協議会の決定に基づいて、芽室町教委員会が採択することとしているところです。

それでは、36ページにお戻りください。

令和7年度に使用する小学校用教科用図書の採択についてとなります。ただいま御説明させていただきました法の規定に基づいて、令和3年8月8日に開催した第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定されました、下の表に示す13種目の教科用図書を来年度分として採択しようとするものであります。

なお、37ページから39ページには、13種目ごとの採択結果を掲載しておりますので御参照願います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。これも毎年の取組ということでもあります。よろしいですか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第10「議案第24号 令和7年度使用中学校用教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第10「議案第24号 令和7年使用中学校用教科用図書採

択の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 44 ページ。日程第 10「議案第 24 号 令和 7 年度使用
中学校用教科用図書採択の件」について御説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14
条の規定に基づき、令和 7 年度使用の中学校用教科用図書を採択しよう
とするものであります。

45 ページを御覧ください。

令和 7 年度に使用する中学校用教科用図書の採択につきましても、先
ほど御説明させていただきました小学校用教科用図書採択と同様に、法
の規定に基づき、本年 8 月 7 日に開催されました第 12 地区教科書採択教
育委員会協議会で決定されました、表に示す 16 種目の教科用図書を採択
しようとするものであります。

なお、中学校用教科用図書につきましては、令和 7 年度、来年度から
改訂されるものでありまして、46 ページから 47 ページにかけまして、種
目ごとの採択結果を掲載しておりますので御参照願います。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 11「議案第 25 号 令和 7 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第
9 条に規定する教科用図書採択の件」

○程野教育長 日程第 11「議案第 25 号 令和 7 年使用教科用図書のうち学校
教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件」、説明願います。

教育推進課長。

○坂口教育推進課長 58 ページ。日程第 11「議案第 25 号 令和 7 年度使用
教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書採択の件」
について御説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 13 条及び第 14
条の規定に基づき、令和 7 年度使用の小学校及び中学校用教科用図書の
うち、学校教育法附則第 9 条に規定による教科用図書を採択しようとする
ものであります。

初めに、関係例規を御説明させていただきますので、53 ページをお開
きください。

学校教育法、下段の附則第 9 条から特別支援学校並びに特別支援学級
においては、教科用図書以外の教科用図書を使用することができると規

定されております。これは、障害種、障害区分などの様々な特性に応じて、教科書以外の一般図書も使用できるというものであります。

52 ページにお戻りいただきまして、令和 7 年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書についてとなりますけれども、四角の囲みにありますように、令和 7 年度使用小中学部を置く特別支援学校及び小中学校特別支援学級教科用図書採択参考資料、これは令和 6 年 6 月に北海道教育委員会が作成しているものなのですけれども、この採択参考資料の全ての図書を採択するものとし、この中から児童生徒の特性に合ったものを使用できることができるよう決定されたところであります。これを受けまして、本町においても同様に採択するものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 特別支援学級の児童生徒用対応の図書ということでありまして。本件について質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 12 「議案第 26 号 芽室町中央公民館指定管理者の指定の件」

○程野教育長 日程第 12 「議案第 26 号 芽室町中央公民館指定管理者の指定の件」について説明願います。

生涯学習課長。

○江崎生涯学習 54 ページ。日程第 12 「議案第 26 号 芽室町中央公民館指定管理者の指定の件」であります。

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、芽室町中央公民館の管理者を行わせる指定管理者の指定に当たり、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を要するものでございます。

資料については、本日配付資料となりますので、配付された資料の 1 ページ目をお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、先ほど申し上げましたけれども、前段の説明欄にあるとおり、指定管理者の指定に当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

資料の 6 ページに係る例規を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

戻りまして、2 ページになりますけれども、議決を求める事項として、まず 1 として、管理を行わせる施設の名称及び所在地ということで、名称は、芽室町中央公民館、所在地は、芽室町東 3 条 3 条 1 番地でございます。

2として、指定管理者の所在地、名称、代表者名でございます。所在地は、帯広市南町南7線56番地7、名称は、一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団、代表者名は、理事長、長澤秀行であります。

3として、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、3ページ目の資料を御覧いただきまして、こちらにつきましては、選定結果の概要になっているところでございます。

最初に、募集期間であります、ページ中ほどの4の選定経過の表中、一番上の行に記載のとおり、募集期間につきましては本年5月30日から7月10日までの42日間となりました。今回の応募につきましては、規則に基づき広報紙等により行い、6月6日に説明会を役場において実施してございました。

この結果、3の応募団体に記載のとおり、一つの団体から応募があったものでございます。応募に基づきまして、芽室町公の施設に係る指定管理者選考委員会、所管は都市経営課になりますけれども、そちらに選考委員会の開催を依頼し、4の審議結果に記載のとおり、8月8日並びに8月13日に審議いただいた結果につきましては、5ページの上段になりますけれども、適当と認めた理由の記載のとおり、一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団が指定管理者として適当であるとの結果を受けまして、今回の提案に至ったところでございます。

説明については、以上になります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第13「議案第27号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件」(非公開)

○程野教育長 日程第13「議案第27号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件」(非公開)について説明願います。

以下、非公開

○程野教育長 今後の日程について願います。

○事務局 今後の日程になります。

9月の教育委員会会議臨時会につきましては、9月17日、16時から予定しております。今回は一般質問がある見込みとなっておりますので、開催を予定しておりますのでよろしく願います。

教育委員会会議定例につきましては、9月24日、金曜日、16時からと

ということになりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

○程野教育長 以上で、第6回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 松 久 大 樹